

第三部 短期大学関係法令 Q & A

短期大学関係法令 Q & A

～ 短期大学設置基準関係 ～

■必修と選択について■

Q 1 開設する授業科目の「必修」「選択」の割合は、各短期大学で決定できるか。また、全て選択科目としてもよいか。

A 必修と選択の割合については法令上の規定はないので、その教育目的、教育方針等に基づいて、各短期大学が学則で定めればよいことになる。ただし、短期大学設置基準第6条に「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」とあるように、全て選択科目とすることは適切でない。各学科には、当然、その学科としての“教育理念・目標”があるはずであり、いわゆる“コース制”を設けている学科であったとしても、コースに関らず、その学科に所属する学生全員が履修すべき科目を学科の必修科目として配置すべきである。なお、いわゆる“選択必修”は、学則上は、選択科目に該当する。

■登録単位数の上限について■

Q 2 履修科目の登録単位の上限は何単位が適当か。

A この規定のねらいは、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とする単位制度の趣旨に沿った十分な学習量を確保することにある。実際の上限単位数は、設置基準上の卒業要件単位が62単位であることを踏まえつつ、各短期大学がそれぞれ判断することになる。なお、登録単位数の上限については、学則等に規定するよう努められたい。

■ボランティア活動の単位認定について■

Q 3 夏期休暇中に、学生が地域のボランティア活動に参加した場合、その活動に対して単位を与えることはできるか。

A できない。ただし、各短期大学が授業の一環としてこれらの活動等を取り入れることは可能である。

■単位修得を希望しない者を科目等履修生として受け入れることについて■

Q 4 単位の修得を希望しない者を科目等履修生として受け入れることは可能か。

A 科目等履修生の制度のねらいは、従来、単位の修得が不可能であったものを可能にした点にあり、単位の修得を義務付けたものではないので、単位の修得を希望しないものを受け入れることは可能である。

■他短期大学等の在籍生を科目等履修生として受け入れることについて■

Q 5 他の短期大学、大学等に在籍している者を科目等履修生として受け入れることは可能か。

A 制度上は不可能ではないが、短期大学、大学間との単位互換協定を活用することにより、“特別聴講学生”として受け入れることが望ましい。

■サテライト教室について■

Q 6 短期大学においてもサテライト教室を開設することが可能か。

A 可能である。平成15年3月の改正により、「授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる」(短期大学設置基準第11条第4項)ようになった。授業の対象としては、社会人(実務の経験を有する者)のほか、単位互換による授業を受ける者であって、当該授業を実施する短期大学の校舎等に継続的に通学することが困難なものなども想定されると施行通知には述べられている。

なお、サテライト教室を開設する場合の要件については、文科省告示第51号を参照されたい。

■専任教員の年齢構成について■

Q 7 専任教員の年齢制限(設置基準上の必要専任教員数の算定上の制限)が廃止されたのに伴い、新たに短期大学設置基準第20条第3項が設けられ、「教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するもの」とされたが、その際の具体的な目安はあるか。

A 年齢構成がある特定の範囲に偏っていると、教育研究水準の維持向上、またその活性化の観点から問題がある。また、定年を迎える教員が一時に集中し、その後の教員採用に支障をきたすおそれもある。具体的な目安となるものはないが、それぞれの短期大学の実情に即しつつ、各世代の教員がバランスよく配置されていることが望ましい。

■既修得単位, 単位互換等による修得単位数の上限■

Q 8 入学前の既修得単位, いわゆる単位互換に係る修得単位, 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修については, それぞれ最大何単位まで認定することができるか。

A 短期大学設置基準の第14条には, 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等(単位互換制)に係る単位の認定, 第15条には短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定, 第16条には入学前の既修得単位等の認定について規定されている。これら各条における修得単位の限度については次の表のようにまとめた。

(平成3年文部省告示第69号) 平成11年3月31日一部改正

区分	設置基準	認定可能単位数(2年制)	認定可能単位数(3年制)
A	A 1 他の短大・大学の授業科目の履修 (第14条第1項)	A 30単位 A + C 30単位	A 46単位 A + C 46単位
	A 2 短大・大学以外の教育施設等における学修 (第15条第1項)		
B	外国の短大・大学への留学 (第14条第2項)	B 30単位 B + C 45単位	B 46単位 B + C 53単位
C	C 1 入学前の短大・大学の授業科目の履修 (第16条第1項)	C 30単位 A + B + C 45単位	C 46単位 A + B + C 53単位
	C 2 入学前に行った短大・大学以外の教育施設等における学修 (第16条第2項)		
最大限の認定可能単位数		A + B + C 45単位	A + B + C 53単位

- (注) 1. 夜間学科等で, 卒業要件単位が62単位以上の3年制短期大学は, 2年制短期大学と同様の扱いとなる。
2. Cについては, ①他の短期大学から編入学, 転学等してくる場合の単位の認定, ②入学する短期大学で既に修得した単位がある場合の単位の認定については, 前記の取扱いとは別に, 当該短期大学において何単位まで認定するかを決定できる。

■長期履修学生受入れに伴う学則変更について■

Q9 長期履修学生を受け入れる際、どのように学則を変更したらよいか。

- A 長期履修学生の定義及びこれを受け入れる旨の条文、長期履修学生の授業料等の費用徴収に関する事項については学則上に規定することが必要となる。また、在学年限についても学則等に規定することが適当である。

■長期履修学生の学生数のカウントについて■

Q10 長期履修学生のカウントの仕方は、どのようにしたらよいか。

- A 正規の学生として扱うので、原則として定員の内としてカウントする。ただし、一般の学生と履修形態が異なることから、収容定員超過率については、その実員に一定の係数（修業年限を長期履修学生の在学期間で除して得られた数）を乗じて算定するものとされている。

■長期履修学生の履修単位数の上限について■

Q11 一学期に履修できる単位数に上限を定めなければならないか。

- A 上限を定めることが望ましい。この場合、履修期間が長期にわたることを勘案し、上限単位数については、一般学生のそれとは別に定める必要がある。また、長期履修学生の在学予定期間に応じて一学期又は一年間の上限単位を変えることも考えられるが、これについては内規等で定めておくことが適当である。また、必要と認められる場合には在学予定期間を途中で変えられるようにすること、また一般の学生と長期履修学生との間で履修形態の“切替え”ができるようにしておくことは制度の趣旨に沿うものであり、単位数の上限と併せて、学則等において規定しておくことが必要である。

■長期履修学生の授業料納入方法について■

Q12 授業料等の納入方法はどのようにすればよいか。

- A 2年間で卒業する学生との均衡に配慮し、修業年限分の授業料の総額を在学予定年数にあわせて計画的に分割納入する方法や、1単位あたりの単価を決め履修単位数に応じて納入させる方法など、各短期大学で決定することが可能である。

■ 既設学科の分野の範囲内の学科の設置について ■

Q13 既設の学科の分野の範囲内で新たな学科を設置する場合は、届出でよいか。

- A 届出でよい。また、既設の学科の廃止に伴い、当該廃止学科の分野の範囲内で新たな学科を設置する場合についても届出でよい。なお、当該案件が届出に該当するか否かを判断するに当たっては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■ 既設学科の統合について ■

Q14 既設の学科を統合し、新学科を設置する場合は、届出でよいか。

- A 既設の学科の分野の範囲内での新学科の設置は届出でよい。ただし、新学科の分野が既設の学科の分野だけでなく他の分野も含む場合は、既設の学科の教員から、新学科の教員基準数の2分の1以上が移行する場合に限られる。2分の1に満たない場合は、「認可事項」となる。なお、この場合も大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■ 同一分野内で異なる専攻領域の学科の設置について ■

Q15 新たな学科の分野が、既設の学科の分野の範囲内と認められれば、“専攻領域”が異なる場合（例えば、国文科を有する短期大学が英文科を設置する場合）であっても、届出でよいか。

- A 届出でよい。

■ 学科統合の際の教員基準数等の算出について ■

Q16 既設の学科を統合し、新学科を設置する場合、当該新学科の教員基準数、基準校舎面積の算出方法は？

- A 新学科に該当する取り扱いによる積算とする。

■いずれの分野にも該当しない学科の設置について■

Q17 新設しようとする学科が、文科省告示第39条に示されている「学科の分野」のいずれにも該当しない場合はどうなるのか。

A 学科の分野に該当しない場合があるかは不明であるが、少なくとも複数の分野の複合によって考えられる。この場合は、新設学科の分野の一つが、既設学科の分野を含む場合は、その一つの分野の学科から教員が新学科に、新学科の教員基準数の2分の1以上移行する場合には、認可を要せず届出となる。この場合も、大学による適する分野の考えに基づき、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■届出による学科設置の場合の教員審査について■

Q18 届出により新たな学科を設置することが可能な場合は、教員審査は不要となるのか。

A 不要である。教員採用の的確性の判断については、短期大学設置基準に定めるところに従い、各短期大学の責任において行うこととなる。

■学年進行中の学科の改組について■

Q19 完成年度を迎えていない（学年進行中の）新設学科の改組は認められるか。

A 制度上、完成年度を迎えていなければ新学科の改組等を行うことができない旨の規定があるわけではないが、在学生等からの苦情等を受けないよう、在学生等が不利益を被らない等の配慮を図ることが必要と考える。

■工業（工場）等制限区域・準制限区域における学科の設置等について■

Q20 首都圏、近畿圏、中部圏における工業（工場）等制限区域・準制限区域内での学科の設置や収容定員の増加は可能か。

A 可能である（医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学、学部等を除く）。平成14年8月の中央教育審議会の答申を受け、大学、学部等の設置審査についての上記区域における設置や収容定員増についての抑制的な取扱い方針も撤廃された。

■短期大学等の設置にかかる教員組織、施設設備等の段階的な整備について■

Q21 文部科学省告示第52号に、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定められているが、この告示は、同一分野内における新たな学科の設置等、“届出事項”に該当する場合にも適用されるのか。また、収容定員増に係る認可及び届出についてもこの告示は適用されるのか。

A 届出事項に該当する学科の設置であっても、短期大学設置基準の規定により段階的に整備することができる。収容定員増減についても同様。

■短期大学等の設置、収容定員増等の際の入学定員超過率の取扱いについて■

Q22 文部科学省告示第45号に、短期大学等の設置や収容定員増等の認可に際しては、過去の平均入学定員超過率が原則として1.3倍未満であることが認可の条件とされているが、この告示は、届出事項に該当する学科の設置や収容定員増の場合にも適用されるのか。

A この告示は、届出に該当する学科の設置及び収容定員増の場合には適用されない。

■収容定員の大学短期大学間の振替えについて■

Q23 短期大学全体の収容定員が純増となる場合であっても、大学から短期大学へ振替えを行うことにより、同一法人内の大学、短期大学全体の収容定員が変わらなければ、届出でよいか。

A 認可事項となる。収容定員に関して届出か認可かについての判断は、法人全体としてではなく、あくまで学校種ごとに行い、その結果、定員増となる場合には認可事項となる。

■収容定員の学科間の振替えについて■

Q24 学科の分野が同じであるか異なるかに関らず、短期大学内の学科間の収容定員の振替えを行う場合は、届出事項となるか。

A 短期大学全体の収容定員が増加しない場合は届出事項となる。

■校舎敷地, 運動場等が分かれている場合について■

Q25 従来, 同一学科の校舎敷地が2つ以上の団地に分かれている場合であっても, 徒歩10分以内であれば, 同じ敷地にあるものと認められ, 団地ごとに必要専任教員を置く必要がなかったが, 今回の設置基準等の改正により, この点に変更はあるか。

A 中央教育審議会の答申を踏まえ, 従来の大学設置分科会長決定の内規はすべて廃止され, 必要な規定のみ設置基準等の法令に位置づけたところである。これにより, 別地の要件としての時間的な制約は廃止されたが, 教育研究上に支障がないことが大前提であることに変更はない。この場合の専任教員数は団地ごとではなく学科ごとに当該専任教員基準数を置くこととなる。